

(別紙：今回の審査請求の概要)

No	処 分 庁	審査請求人	申請年月日及び申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
1	鹿児島県知事	鹿児島県出水市在住 55歳の女性	平. 1 3 . 1 1 . 2 6 小学校入学前から手足のしびれ、頭重感、からす曲り、耳鳴り等があり、全身の脱力感等が現在も続いている	平. 1 4 . 9 . 2 6 (平. 14. 11. 5) (平. 15. 2. 6)	平. 1 5 . 3 . 6	水俣病認定	<b>棄 却</b> 請求人には、有機水銀の濃厚な暴露歴が認められ、口周囲のしびれの訴え及び下肢の感覚障害があるが、小脳性運動失調、平衡機能障害及び中枢性眼球運動障害は認められない。また、視野狭窄及び難聴が認められるものの、視野狭窄はクモ膜下出血に伴う両側の視神経萎縮によるものと考えられ、難聴は水俣病にみられる中枢性聴力障害ではないと判断される。さらに、小児水俣病に該当する臨床症候としての知能障害及び運動障害は認められない	審査請求人は、昭和28年9月出水市で出生  同52～53年まで鹿児島県阿久根市に居住  同53年以降、出水市内に居住  (No. 2 に記載の請求人の姉)
2	同 上	鹿児島県出水市在住 53歳の男性	平. 1 3 . 1 1 . 2 6 幼少の頃から手足のしびれ、頭重感、からす曲り、耳鳴り等があり、全身の脱力感等が現在も続いている	平. 1 4 . 9 . 2 6 (平. 14. 11. 5) (平. 15. 2. 6)	平. 1 5 . 3 . 6	水俣病認定	<b>原処分を取り消す</b> 請求人には、有機水銀の濃厚な暴露歴があり、幼少期からの知能障害があると判断されるところ、請求人の知能障害を認識しないで行われた検診記録の内容そのもの及びこれを前提とした認定審査会の審査に重大な齟齬があったというべきであり、その審査結果に疑念を持たざるを得ない。請求人が有機水銀に暴露された時期及び年齢等を併せて考慮すると、請求人は小児水俣病である可能性があるため、改めて検診を含めて認定審査手続をやり直すべきである	審査請求人は、昭和30年4月出水市で出生  同48～49年まで東京都内に居住  同49年以降、出水市内に居住  (No. 1 に記載の請求人の弟)  裁決の詳細は、別紙No. 1を参照

(別紙：今回の審査請求の概要)

No	処 分 庁	審 査 請 求 人	申請年月日及び 申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審査請求年月日	審査請求の 趣旨	裁決及び理由	備 考
3	鹿児島県 知 事	鹿児島県出水市在住 55歳の女性	平. 1 3 . 1 1 . 2 6 小学校入学頃から 手足のしびれ、頭 重感、転びやすい等 があり、全身の脱 力感等が現在も続 いている	平. 1 4 . 9 . 2 6 (平. 14. 11. 5) (平. 15. 2. 6)	平. 1 5 . 3 . 6	水 俣 病 定 認	<b>棄 却</b> 認定申請者には、有機 水銀の濃厚な暴露歴が あり、四肢末梢の感覚 障害及び両側耳側の視 野狭窄を認めるもの の、小脳性運動失調、 平衡機能障害、中枢性 眼球運動障害及び中枢 性聴力障害は認められ ない。また、小児水俣 病に該当する臨床症候 としての知能障害及び 運動障害は認められ ない	認定申請者は、審査請求 人の兄  昭和27年1月出水市で出 生し、死亡時まで同市内 に居住  審査請求後である平成16 年8月認定申請者が死亡 (享年52歳)したので、審 査請求人が地位を承継  (No. 1 及び 2 に記載の 請求人の兄)
4	福 岡 県 大 牟 田 市 長	福岡県大牟田市在住 62歳の男性	平. 1 6 . 4 . 1 4 (審査請求理由・・・ 公健法に基づく生 計維持関係の基準 及び審査のあり方 が処分庁として明 確にされておら ず、1年以上も処 分が遅れたため、 請求人は著しい被 害を受けている)	平. 1 7 . 5 . 6 (平. 17. 5. 25) (平. 17. 9. 20・・・原 処分を取り消し、異 議申立を全部認容)	平. 1 7 . 1 0 . 2 0	遺族補償一 時金の支給	<b>却 下</b> 請求人側の求める審査 請求に係る処分は、異 議申立てに対してその 全部を認容する取消決 定処分であるので、審 査請求の利益がなく、 本件審査請求は不適法 である	被認定者は、審査請求人 の母  明治45年千葉県で出生 昭和26年10月～死亡時 まで大牟田市内に居住  認定年月は昭和63年2月 認定疾病は慢性気管支炎 (最終認定等級3級)  死亡年月は平成16年2月 (享年91歳)

(別紙：今回の審査請求の概要)

No	処 分 庁	審 査 請 求 人	申請年月日及び 申請理由	原処分年月日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審査請求年月日	審査請求の 趣旨	裁決及び理由	備 考
5	大 阪 府 東大阪市長	大阪府東大阪市在住 74歳の男性	平. 1 8 . 6 . 2 日常的に近傍の診 療所のデイケアを 利用し、体調の悪 い時は点滴等の治 療を受けており、 認定疾病に係る症 状は改善されてい ない。また、認定 疾病の治療に起因 して、車いす生活 になった	平. 1 8 . 8 . 1 0 (平. 18. 8. 29) (平. 18. 9. 14)	平. 1 8 . 1 0 . 5	障害補償費 の額の改定  3 級→ 2 級	<b>棄 却</b> 請求人は、認定疾病に ついて、ぜん息治療薬 の服用・吸入により常 時加療を行っている が、平成11年2月を最 後に入院歴はなく、重 症なぜん息発作も認め られないことから、障 害の程度は3級該当で あるとするのが妥当で ある。また、ぜん息の 治療薬の使用によって 請求人が車いす生活を する要因となった腰部 脊柱管狭窄症になった とする積極的所見を見 出すことはできなかった	審査請求人は、昭和44年 以降東大阪시에居住  認定年月は昭和54年9月  認定疾病は気管支ぜん息 (障害の程度は、認定時 以降平成18年9月まで2 級)  平成18年8月の改定通知 により3級に降級